

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 次の記述のうち、電波法（第1条及び第2条）に規定する電波法の目的又は用語の定義に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法は、電波の有効かつ適正な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
- 2 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 3 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作の監督を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 「無線従事者」とは、無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

A-2 次の記述は、アマチュア無線局の免許の欠格事由について述べたものである。電波法（第5条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

次のいずれかに該当する者には、アマチュア無線局の免許を与えないことができる。

- ① 電波法又は放送法に規定する罪を犯し A に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から B を経過しない者
- ② 無線局の C から B を経過しない者

	A	B	C
1	懲役	3年	免許の取消しを受け、その取消しの日
2	懲役	2年	運用の停止の命令を受け、その処分の期間が終了した日
3	罰金以上の刑	3年	運用の停止の命令を受け、その処分の期間が終了した日
4	罰金以上の刑	2年	免許の取消しを受け、その取消しの日

A-3 次の記述は、アマチュア無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計等の変更について述べたものである。電波法（第9条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ A なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ② ①の変更は、周波数、 B 又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第3章の技術基準に合致するものでなければならない。
- ③ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、通信の相手方、通信事項又は C を変更しようとするときは、あらかじめ A なければならない。

	A	B	C
1	総務大臣に届け出	電波の型式	運用許容時間
2	総務大臣の許可を受け	通信方式	運用許容時間
3	総務大臣の許可を受け	電波の型式	無線設備の設置場所
4	総務大臣に届け出	通信方式	無線設備の設置場所

A-4 次の記述のうち、無線局の免許状に記載した事項に変更を生じたときにとるべき措置として正しいものはどれか。電波法（第21条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、免許状を訂正し、再免許の申請の際にその旨を申し出なければならない。
- 2 免許人は、免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 3 免許人は、免許状を訂正し、必要な書類を添えて総務大臣に報告しなければならない。
- 4 指定事項以外の記載事項に変更を生じた場合は、免許人は、免許状を訂正し、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

A-5 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法（第28条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 周波数の偏差、高調波の強度等
- 2 周波数の幅、空中線電力の偏差等
- 3 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等
- 4 周波数の偏差及び幅、空中線電力の偏差等

A-6 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合するものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F 3 C	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である単一チャネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
2	G 7 D	角度変調であって位相変調	アナログ信号である2以上のチャネルのもの	ファクシミリ
3	A 3 E	振幅変調であって両側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
4	J 3 F	振幅変調であって全搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）

A-7 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り A によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- ② 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る B によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

- | | |
|--|--|
| <p>A</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外囲の温度又は湿度の変化 2 外囲の温度又は湿度の変化 3 電源電圧又は負荷の変化 4 電源電圧又は負荷の変化 | <p>B</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気圧の変化 2 振動又は衝撃 3 気圧の変化 4 振動又は衝撃 |
|--|--|

A-8 次の記述は、変調について述べたものである。無線設備規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信装置は、 A によって搬送波を変調する場合には、変調波の B において C パーセントを超えない範囲に維持されるものでなければならない。

- | | | |
|--|--|--|
| <p>A</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 音声 2 音声 3 音声その他の周波数 4 音声その他の周波数 | <p>B</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <small>せん</small>尖頭値 2 平均値 3 <small>せん</small>尖頭値 4 平均値 | <p>C</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ± 8.5 2 ± 10.0 3 ± 10.0 4 ± 8.5 |
|--|--|--|

A-9 次の記述は、無線通信の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 A 無線通信（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。）を傍受してその B を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、 C の罰金に処する。

A	B	C
1 特定の相手方に対して行われる	存在若しくは内容	1年以下の懲役又は50万円以下
2 特定の相手方に対して行われる	内容	2年以下の懲役又は100万円以下
3 すべての相手方に対して行われる	存在若しくは内容	2年以下の懲役又は100万円以下
4 すべての相手方に対して行われる	内容	1年以下の懲役又は50万円以下

A-10 次の記述のうち、一般通信方法における無線通信の原則の規定に適合しないものはどれか。無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線通信は、これを長時間行ってはならない。
- 2 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 3 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

A-11 次の記述のうち、無線局が自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときにとるべき措置として正しいものはどれか。無線局運用規則（第26条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 他の無線局が応答しない場合は、直ちに応答しなければならない。
- 2 試験電波を発射して相手局に再度の呼出しを喚起しなければならない。
- 3 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「QRA?」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

A-12 次の記述のうち、無線局が無線設備の機器の調整のための電波の発射が他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときにとるべき措置として正しいものはどれか。無線局運用規則（第22条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 空中線電力を低下しなければならない。
- 2 直ちにその発射を中止しなければならない。
- 3 その通知に対して直ちに応答しなければならない。
- 4 10秒間を超えて電波を発射しないように注意しなければならない。

A-13 次の記述は、モールス無線通信における送信の終了について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条及び第36条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき略符号及びそのモールス符号の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

通報の送信を終了し、他に送信すべき通報がないことを通知しようとするときは、送信した通報に続いて「」及び「K」を順次送信するものとする。

略符号	モールス符号
1 CFM	— • — • — • • — — —
2 CFM	— • • • • — • • •
3 NIL	— • • • • — • • •
4 NIL	— • — • — • • — — —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-14 次の記述のうち、モールス無線通信において、「そちらの信号には、フェージングがあります。」を示すQ符号をモールス符号で表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 --- · - · · · - · · ·
- 2 --- · - · · · · - · · ·
- 3 - · - - - · · · - · · ·
- 4 - · - - - · - · - · · ·

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 次の記述のうち、KCHDOIBASQ をモールス符号で表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 - · · - · - · · · · - · · · - - - · - · · · - · · · - · - -
- 2 - · · - · - · · · · - · · · - - - · - · · · · - · · · - - - · -
- 3 - · - - - · - · · · · - · · · - - - · - · · · · - · · · - · - - -
- 4 - · - - - · - · · · · - · · · - - - · - · · · · - · · · - - - · -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 次の記述のうち、258LMPGZJF をモールス符号で表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 · · - - - · · · · - - - · · · - · · · - - · - - · - - · - - · - - · - - · - - ·
- 2 · · - - - · · · · - - - · · · · - · · · - - · - - · - - · - - · - - · - - ·
- 3 - - · · · - - - - - · · · - - · - - · - - · - - · - - · - - · - - · - - ·
- 4 - - · · · - - - - - · · · - - · - - · - - · - - · - - · - - · - - · - - ·

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、 A、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を B に行わせることができる。
- ② ①の規定による処分に違反した者は、1年以下の懲役又は C 以下の罰金に処する。

A	B	C
1 人命の救助	電気通信事業者	50万円
2 有線通信を利用することができないときに、人命の救助	無線局	50万円
3 有線通信を利用することができないときに、人命の救助	電気通信事業者	100万円
4 人命の救助	無線局	100万円

A-18 次の記述のうち、無線従事者がある場合その免許を取り消されることがある場合に該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 5年以上無線設備の操作を行わなかった場合
- 2 刑法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられた場合
- 3 日本の国籍を失った場合
- 4 不正な手段によりその免許を受けた場合

A-19 次の記述は、重要無線通信を妨害した者に対する罰則について述べたものである。電波法（第108条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① A 又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、 B 若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、 C 又は250万円以下の罰金に処する。
- ② ①の未遂罪は、罰する。

	A	B	C
1	電気通信業務	電気事業に係る電気の供給の業務	5年以下の懲役
2	電気通信業務	ガス事業に係るガスの供給の業務	10年以下の懲役
3	固定業務	ガス事業に係るガスの供給の業務	5年以下の懲役
4	固定業務	電気事業に係る電気の供給の業務	10年以下の懲役

A-20 次の記述は、無線従事者の免許証の再交付について述べたものである。無線従事者規則（第50条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線従事者は、 A に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。

- (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）
- (2) 写真 B
- (3) A の変更の事実を証する書類（ A に変更を生じたときに限る。）

	A	B
1	氏名又は住所	2枚
2	氏名	1枚
3	氏名又は住所	1枚
4	氏名	2枚

A-21 次の記述のうち、無線通信規則（第5条）の周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯はどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 23,350kHz～24,000kHz
- 2 24,000kHz～24,890kHz
- 3 24,890kHz～24,990kHz
- 4 24,990kHz～25,010kHz

A-22 次の記述は、無線局からの混信について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

すべての局は、 A 伝送、 B 信号の伝送、 C 又は紛らわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を禁止する（第19条（局の識別）に定める例外を除く。）。

	A	B	C
1	不要な	過剰な	虚偽の
2	不要な	不正確な	不明瞭な
3	暗語による	過剰な	不明瞭な
4	暗語による	不正確な	虚偽の

A-23 次の記述のうち、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局がとるべき措置として正しいものはどれか。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 違反した局に連絡しなければならない。
- 2 国際電気通信連合に報告しなければならない。
- 3 違反を認めた局の属する国の主管庁に報告しなければならない。
- 4 違反した局の属する国の主管庁及び国際電気通信連合に報告しなければならない。

A-24 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、この規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 A ことができない。ただし、この規則に定める例外の場合を除く。
- ② 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、 B を守ることを要する。

A	B
1 無線設備を所有する	電気通信の秘密
2 無線設備を所有する	無線通信の規律
3 設置し、又は運用する	電気通信の秘密
4 設置し、又は運用する	無線通信の規律

B-1 次の記述は、予備免許中の変更について述べたものである。電波法（第8条及び第19条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、予備免許を受けた者から ア があつた場合において、相当と認めるときは、 イ を ウ することができる。
- ② 総務大臣は、予備免許を受けた者が エ 、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 オ と認めるときは、その指定を変更することができる。

- | | | | | |
|--------------------|---------------|-----------|------|-------|
| 1 電波の規整その他公益上必要がある | 2 通信の相手方、通信事項 | 3 免許の有効期間 | 4 届出 | 5 短縮 |
| 6 混信の除去その他特に必要がある | 7 工事落成の期限 | 8 識別信号 | 9 申請 | 10 延長 |

B-2 次の記述のうち、無線設備規則（第20条）に規定する送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 整合が十分であること。
- イ 十分な指向特性が得られること。
- ウ 通達距離を必要最小限度にとどめるものであること。
- エ 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- オ 空中線の近傍にある物体による影響をなるべく受けないものであること。

B-3 次の記述は、モールス無線通信に使用するQ符号及びその意義の組合せを掲げたものである。無線局運用規則（第13条及び別表第2号）の規定に照らし、Q符号及びその意義が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

Q符号	意義
ア QRH?	こちらの周波数は、変化しますか。
イ QRK?	こちらの信号（又は・・・（名称又は呼出符号）の信号）の明りょう度は、どうですか。
ウ QRM?	そちらは、空電に妨げられていますか。
エ QRN?	こちらの伝送は、混信を受けていますか。
オ QSY?	こちらは、他の周波数に変更して伝送しましょうか。

B-4 次の記述は、アルファベットの字句及びそのモールス符号の組合せを掲げたものである。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句及びそのモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア ALFA	・－ ・－・・・ ・－・・・ ・－
イ BRAVO	・・・－ ・－・・・ ・－ ・・・－ ・・・
ウ CHARLIE	－・・・ ・・・・ ・－ ・－・・・ ・－・・・ ・・・・
エ DELTA	・・・－ ・－・・・ ・・・－ ・・・
オ ECHO	・－・・・ ・－・・・ ・・・－ ・・・

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する ア が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して イ 電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する ア が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に ウ させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する ア が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに エ しなければならない。
- ④ ①の規定によって電波の発射を停止された無線局を運用した者は、 オ に処する。

- | | | | |
|-----------------------|------------------------|-------------|-----------|
| 1 電波の質 | 2 臨時に | 3 電波を試験的に発射 | 4 ①の停止を解除 |
| 5 電波の強度 | 6 3箇月以内の期間を定めて | 7 職員を派遣し検査 | 8 その旨を通知 |
| 9 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 | 10 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 | | |

B-6 次の記述は、アマチュア業務について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 主管庁は、アマチュア局の操作を希望する者の ア の資格を検証するために必要と認める措置をとる。
- ② アマチュア局の最大電力は、 イ が定める。
- ③ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の ウ 一般規定は、アマチュア局に適用する。
- ④ アマチュア局は、その伝送中 エ 自局の呼出符号を伝送しなければならない。
- ⑤ 主管庁は、 オ にアマチュア局が準備できるよう、また、通信の必要性を満たせるよう、必要な措置をとることが奨励される。

- | | | | | |
|------------|---------|------------|----------|-------------|
| 1 すべての | 2 災害救助時 | 3 技術上 | 4 30分ごとに | 5 関係主管庁 |
| 6 技術特性に関する | 7 緊急時 | 8 運用上及び技術上 | 9 短い間隔で | 10 国際電気通信連合 |